

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

阿南信用金庫

1. ～10. は「定期預金共通規定」に準ずる。

<非自動継続型>

11. (預金契約の成立)

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）に係る契約は、お客様からこの預金に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに成立します。

11条の2. (預金の支払時期)

この預金は、証書（通帳）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

12. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（通帳）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) の2 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第3条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）しこの預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×50%
- C 1年以上3年未満……約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×40%

- C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- F 2年6か月以上4年未満・・・約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満・・・約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×80%
- G 3年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満・・・約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満・・・約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満・・・約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満・・・約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満・・・約定利率×70%
- G 3年以上4年未満・・・・・・約定利率×80%
- H 4年以上5年未満・・・・・・約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

13. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記12.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金の利息については、原則として預金証書を発行（通帳へ記載）しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄（通帳の場合は払戻請求書）に届出の印章により記名押印して提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動があった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入れ期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと／当該支払い停止が解除された日
- ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

15.（規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、

民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上